

一部事務組合議会議員等

津山圏域衛生処理組合

牧田 俊一 飯綱 洋平

津山圏域消防組合

原 章倫 仲西 祐一

津山広域事務組合

沖田 清明 岸 泰廣

津山圏域資源循環施設組合

中西 省吾

岡山県広域水道企業団運営協議会委員

沖田 清明

専決処分の承認

▼専決処分した鏡野町税条例等の一部改正について

：地方税法等の一部改正により、条例の一部を改正するもので、施行期日が4月1日であるため、専決処分した。(原案承認)

条例の改正

▼鏡野町長等の給与に関する条例の一部改正について

：鏡野町社会福祉協議会への寄附金取扱いに関して、5件16万円の不明金が生じ、鏡野町社会福祉協議会の運営資金に欠損金を生じさせたため、首長として事務執行への責務の引受のため。(原案否決)

平成31年度補正予算

一般会計

補正額 57万2千円 (原案可決)

予算総額

117億4257万2千円

発議

鏡野町議会広報特別委員会の設置について (原案可決)

委員会構成

広報特別委員会

◎光吉 準 ○牧田 俊一

原 章倫 中西 省吾

片田八重美 仲西 祐一

飯綱 洋平

鏡野町住宅リフォーム事業費補助金

【目的】

町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善の推進はもとより、地域経済の活性化及び鏡野町産材の需要拡大を図り中小企業者の振興に資することを目的とします。

【補助対象者】

- (1) 本町に住所登録を有する個人。
- (2) 納期の到来した租税公課等を完納している者。
- (3) 補助を受けようとするリフォームについて、町の他の制度による補助又は国、県等の補助を受けていない者。

【補助対象住宅】

- (1) 補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。
ただし、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。
- (2) 集合住宅においては、申請者の占有部分。
- (3) 併用住宅においては、居住部分。

【補助対象工事】

- (1) 町内の建築業者（一人親方を含む）が補助対象工事の主たる施工業者であること。
- (2) リフォームに要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上であること。
- (3) 交付決定後に工事着手し年度内に工事が完了、年度の末日までに実績報告書の提出ができること。

●補助対象工事の例

- ・建物本体の改築工事（浴室、トイレの改修、間取りの変更など）
- ・建物本体の修繕・模様替え工事（屋根、床、天井などの修繕など）
- ・建物本体の外壁塗装工事（外壁の補修及び塗装、仕上材の張替など）

- ・建物本体の増築工事（居住部分の建て増し等、床面積を増加する工事）
上記（ ）内は例示ですので具体的な事例はご相談ください。
- ※補助対象工事に鏡野町産材を使用する場合、補助金の加算ができます。
- ※太陽光発電設備、エコキュート、ボイラーなどの屋外設備は対象外です。

【補助回数】

同一住宅及び同一人の申請については、年度内においては1回限りとします。

【補助率】

【補助率】 1/10

【補助金上限額】 20万円

【加算補助金】 1㎡以上2㎡未満… 5万円

《町産材使用材積》 2㎡以上……………10万円

※補助金は建築業者に支払われます

※町産材の証明が必要になります

【申請(添付)書類】

- (1) 見積書の写し
- (2) 補助対象工事を施工する箇所の写真及び図面
- (3) 申請者の町税等完納証明書（公簿閲覧同意により不要）
- (4) 住宅の所有者を特定できる書類（固定資産税納入通知書の写し、又は固定資産課税証明書）
- (5) 賃貸借契約による住宅の場合は所有者の同意書
- (6) 補助対象者世帯全員の住民票（転入の場合は工事完了までに提出）
- (7) 町内の建築業者であることが確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認めるもの



【お問い合わせ先】 鏡野町産業観光課 林務係 担当:村島 岡山県苫田郡鏡野町竹田660 電話(0868)54-2987